

／全国一斉！／

法務局 休日相談所

日常生活の様々な
心配ごと、困りごと・・・

土地・建物の相続の登記や抵当権の抹消の登記に関するご相談

隣地との筆界に関するご相談

会社・法人の設立の登記や役員の変更の登記に関するご相談

いじめなどの人権問題に関するご相談

地代・家賃の供託に関するご相談

無戸籍でお困りの方に関するご相談

土地や建物の
「相続登記」を放置していませんか？
相続が2回以上重なると
登記手続きがますます難しくなります。

株式会社・一般社団法人/財団法人の
「役員変更登記」を放置していませんか？
長期間登記をせずにいると
みなし解散の登記がされる対象となります。

このほか、遺言、後見など
公正証書に関するご相談も
お受けします。

日にち

令和元年

10月6日(日)

午前10時～午後4時 (午後3時受付終了)

など

場所

静岡地方法務局【予約優先】

(静岡市葵区追手町9-50)

【お問合せ】静岡地方法務局 総務課

054-254-3555 (音声案内4番) 平日 午前8時30分～午後5時15分

ご相談は
無料です！

法務局職員等 が

ご相談を
お受けします！

<秘密厳守>

【詳しくはこちらまで】

法務局ホームページ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/shizuoka/>



人権イメージキャラクター
人KENまる君



人KENあゆみちゃん